

### 7.3.2 人と自然との触れ合い活動の場

#### (1) 調査の方法・予測手法

##### 1) 施設が存在による人と自然との触れ合い活動の場への影響

施設が存在による人と自然との触れ合い活動の場への影響の調査、予測及び評価の手法を表 7.3.2-1(1)及び(2)に示す。

表 7.3.2-1(1) 調査、予測及び評価の手法  
 (施設の存在による人と自然との触れ合い活動の場への影響)

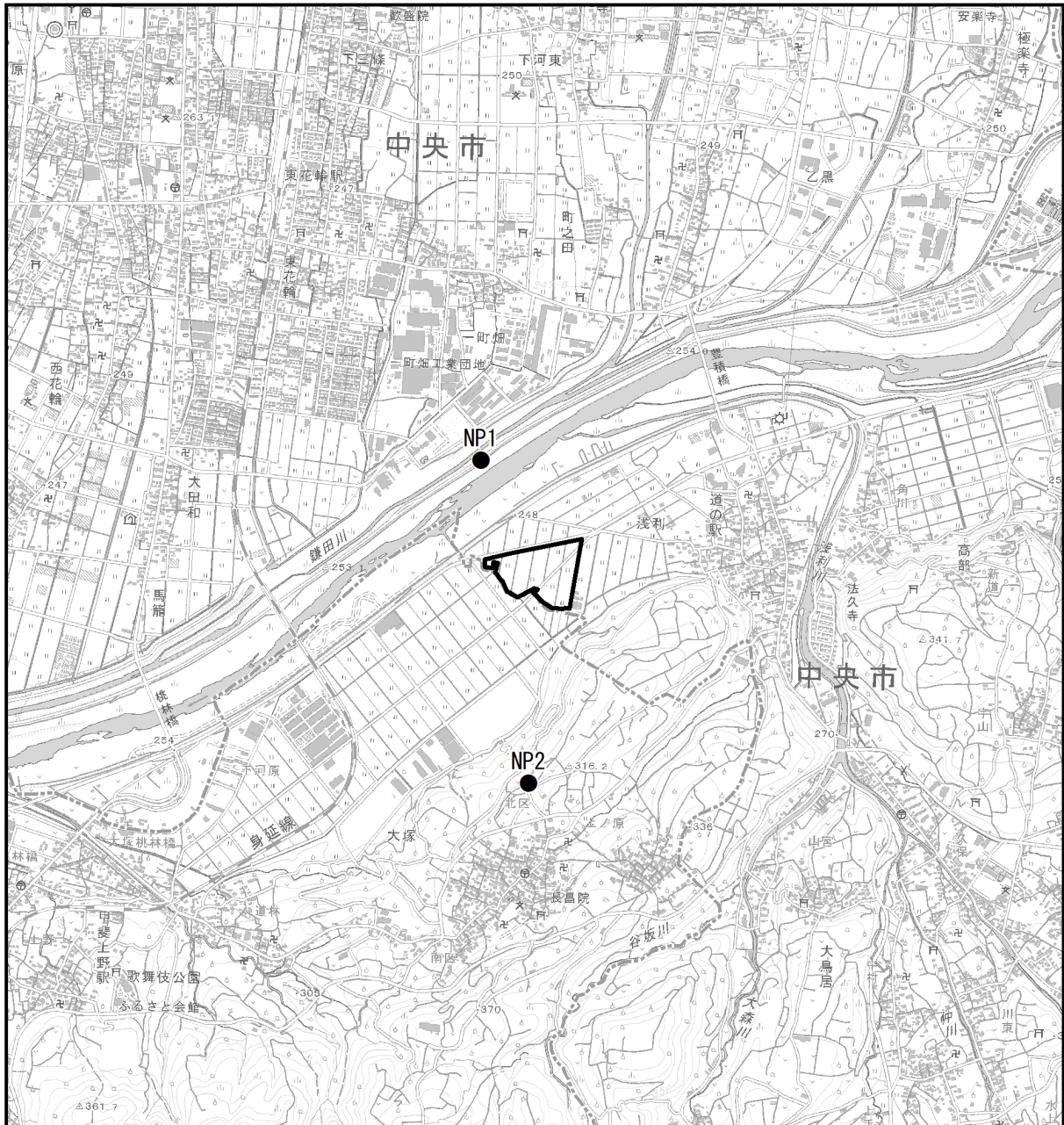
項目		影響要因 の区分	調査、予測及び評価の手法	選定理由
環境影響評価 項目の区分				
人と自然との触れ合い活動の場	人と自然との触れ合い活動の場	施設の存在	1 調査すべき情報 (1)人と自然との触れ合い活動の場 (分布状況、立地環境、利用の種類及び利用状況) (2)土地利用の状況	人と自然との触れ合い活動の場及び関連する土地利用の状況とした。
			2 調査の基本的な手法 (1)人と自然との触れ合い活動の場 (分布状況、立地環境、利用の種類及び利用状況) 【文献その他の資料調査】 資料等による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析を行う。 【現地調査】 現地を踏査することにより、人と自然との触れ合い活動の場の状況及び利用状況を把握する。 (2)土地利用の状況 【文献その他の資料調査】 資料等による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析を行う。	「道路環境影響評価の技術手法」に記載されている一般的な手法とした。
			3 調査地域 対象事業実施区域及びその周辺とする。	施設の存在が人と自然との触れ合い活動の場に影響を及ぼすと予想される地域とした。
			4 調査地点 (1)人と自然との触れ合い活動の場 (分布状況、立地環境、利用の種類及び利用状況) 【文献その他の資料調査】 対象事業実施区域及びその周辺とする。 【現地調査】 主要な人と自然との触れ合い活動の場の規模等を勘案して、調査地域内の主要な人と自然との触れ合い活動の場である2地点(NP1及びNP2)とする。(図7.3.2-1参照)。なお、調査地点の選定理由は表7.3.2-2に示すとおりである。 (2)土地利用の状況 【文献その他の資料調査】 対象事業実施区域及びその周辺とする。	調査地域における人と自然との触れ合い活動の場から、施設の存在による影響を受けることが予想される地点とした。公園や観光施設等の利用を阻害することはないことから、景観の変化による影響を考慮して、景観の変化がより大きくなると考えられた地点を選定した。
			5 調査期間等 (1)人と自然との触れ合い活動の場 (分布状況、立地環境、利用の種類及び利用状況) 【文献その他の資料調査】 入手可能な最新の資料を用いる。 【現地調査】 春季、秋季各1回(計2回) (2)土地利用の状況 【文献その他の資料調査】 入手可能な最新の資料を用いる。	調査地点における利用が多いと考えられる時期とした。

表 7.3.2-1(2) 調査、予測及び評価の手法  
 (施設の存在による人と自然との触れ合い活動の場への影響)

項目		影響要因 の区分	調査、予測及び評価の手法	選定理由
環境影響評価 項目の区分				
人と自然との触れ合い活動の場	人と自然との触れ合い活動の場	施設の存在	6 予測の基本的な手法 「景観・風景」の予測結果を整理する方法。	人と自然との触れ合い活動の場に対して眺望景観の変化による影響が考えられるため。
			7 予測地域 「3 調査地域」と同じ地域とする。	施設の存在が人と自然との触れ合い活動の場に影響を及ぼすと予想される地域とした。
			8 予測地点 「4 調査地点」と同じ地点とする。	予測地域における人と自然との触れ合い活動の場から、施設の存在による影響を受けることが予想される地点とした。
			9 予測対象時期等 施設の稼働が定常となる時期とする。	事業の実施後事業活動が定常に達した時期とした。
			10 評価の手法 (1)環境影響の回避・最小化・代償に沿った配慮に関する評価 調査及び予測の結果に基づき、人と自然との触れ合い活動の場に係る環境影響について、実行可能な範囲内で回避・最小化・代償の方針に沿った配慮が行われているかを検討する。 (2)環境保全上の目標との整合性に関する評価 対象事業実施区域及びその周辺に対して中央市及び市川三郷町が定める景観形成方針との整合性を参考に、環境保全についての配慮が適正になされているかを検討する。	評価については、回避・最小化・代償に係る評価と周辺の景観形成方針との整合性を踏まえた検討による手法とした。

表 7.3.2-2 調査地点の選定理由 (施設の存在による人と自然との触れ合い活動の場への影響)

調査項目	調査地点	地点の説明	選定根拠
人と自然との触れ合い活動の場	NP1	笛吹川堤防道路	対象事業実施区域最寄りの笛吹川沿いの道路であり、主要な人と自然との触れ合い活動の場となっている。対象事業実施区域が視認でき、利用場所からの眺望に影響を及ぼすおそれがあることから設定した。
	NP2	波場公園	対象事業実施区域最寄りの公園であり、対象事業実施区域が視認できる。利用場所からの眺望に影響を及ぼすおそれがあることから設定した。



【凡例】

- 対象事業実施区域
- 調査地点(人と自然との触れ合い活動の場、NP1～NP2)

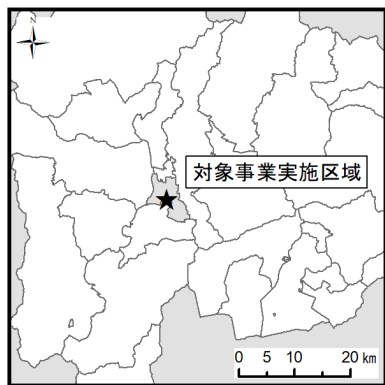
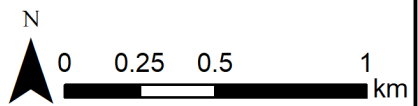


図 7.3.2-1 調査地点(人と自然との触れ合い活動の場)

## (2) 調査の結果

人と自然との触れ合い活動の場に関する既存資料調査は、入手できる最新の資料を対象として行った。また、現地調査の調査実施日は表 7.3.2-3 に示すとおりである。

表 7.3.2-3 調査実施日（人と自然との触れ合い活動の場）

調査項目	調査実施日
春季	令和4年5月5日（木 祝） 7:00～19:00
秋季	令和4年10月29日（土） 7:00～19:00

### 1) 人と自然との触れ合い活動の場

#### ① 既存資料調査

既存資料調査については、「第3章 対象事業実施区域及びその周囲の概況、3.2 地域の自然的状況、3.2.6 人と自然との触れ合い活動の場」（78ページ）に示すとおりである。

#### ② 現地調査

人と自然との触れ合い活動の場に関して、調査地点の概要を表 7.3.2-4 に、利用の種類及び利用状況の現地調査結果を表 7.3.2-5 にそれぞれ示す。

表 7.3.2-4 現地調査地点の概要

No .	調査地点	地点の概要
NP1	笛吹川堤防道路	笛吹川右岸側の堤防上の道路である。 西端は桃林橋から西に約 1.3km の位置にあり、東は中央市・甲府市堺までは笛吹川右岸側、そこから東は荒川右岸側を甲府市大里町の万才橋まで、約 10km 続いている。 堤防の一段下は、笛吹川サイクリングロード（山梨県道 417 号 市川三郷山梨自転車道線）となっている。 桃林橋から豊積橋までの間に、川を渡ることができる道は存在しない。
NP2	波場公園	大塚地区の丘陵辺縁部に位置する公園であり、甲府盆地と背景の山並みを一望する景観スポットとなっている。 また、公園内には桜が植えられており、花見の名所になっている。 駐車場は小型車が 2～3 台止められる程度であり、周辺の道路も狭いことから、徒歩もしくは自転車での来訪が基本となっている。

表 7.3.2-5 利用の種類及び利用状況

調査地点	調査対象	調査結果	
		春季調査	秋季調査
NP1 笛吹川 堤防道路	笛吹川右岸側 堤防道路	23 人 【内訳】 ウォーキング・ランニング:10 自転車・二輪車:13	14 人 【内訳】 ウォーキング・ランニング:6 自転車・二輪車:6 犬の散歩:2
	笛吹川サイク リングロード	24 人 【内訳】 ウォーキング・ランニング:10 自転車・二輪車:13 犬の散歩:1	31 人 【内訳】 ウォーキング・ランニング:10 自転車・二輪車:21
	笛吹川左岸側 堤防道路	4 人 【内訳】 ウォーキング・ランニング:1 自転車・二輪車:1 犬の散歩:2	3 人 【内訳】 ウォーキング・ランニング:2 自転車・二輪車:1
NP2 波場公園	波場公園	2 人 【内訳】 散歩の休憩:1 サイクリングの休憩:1	12 人 【内訳】 農作業の休憩:9 サイクリングの休憩:1 昼食:1 その他:1

備考：NP1 において、同じ利用者が同じ道路を往復した場合、2 人としている。

## 2) 土地利用の状況

### ① 既存資料調査

既存資料調査については、「第 3 章 対象事業実施区域及びその周囲の概況、3.3 地域の社会的状況、3.3.6 土地利用」(96 ページ)に示すとおりである。

(3) 予測の結果

1) 施設が存在

① 人と自然との触れ合い活動の場

(7) 予測地域

対象事業実施区域及びその周辺とする。

(4) 予測地点

現地調査地点と同じ2地点（NP1 及び NP2）とする。

(ウ) 予測対象時期

施設の稼働が定常となる時期とする。

(I) 予測手法

「景観・風景」の予測結果を整理する方法とする。

(オ) 環境配慮事項

事業の計画策定にあたって、あらかじめ環境に配慮することとした事項を表 7.3.2-6 に示す。

表 7.3.2-6 環境配慮事項（施設の存在による人と自然との触れ合い活動の場への影響）

環境配慮事項	環境配慮事項の内容	効果	効果の種類
緑化の実施	法面や建物周辺を緑化することで、周辺の景観との調和を図る。	周囲との調和	最小化
建物等の色彩及び形状の配慮	煙突、建物は周辺の田園風景や背景となる山地との調和に配慮した色調とする。	周囲との調和	最小化

(カ) 予測結果

景観の予測結果を表 7.3.2-7 に示す。また、景観の予測結果をふまえた人と自然との触れ合い活動の場に関する予測結果を表 7.3.2-8 に示す。

人と自然との触れ合い活動の場について、景観の変化は小さいものの、現況からの変化は生じることから、影響が極めて小さいとは言えないと考えられる。

表 7.3.2-7 予測結果（景観 再掲）

調査地点	地点の説明	対象事業実施区域からの方向・距離	予測結果
VP1	笛吹川堤防道路	北 約 500m	計画施設のほぼ全体が景観に入る。煙突高さが 100m の場合、御坂山地の山稜を越え、スカイラインが途切れる。
VP3	波場公園	南 約 840m	公園の境界にある植え込みにより、計画施設の右下が隠れるが、落葉期には大部分が景観に入る。 また、対象事業実施区域の敷地も視認できる。 煙突高さが 100m の場合、先端が背景の山稜とほぼ同じまで高くなる。59m の場合は、背景の甲府盆地に位置する建物等に重なり、目立たなくなる。

表 7.3.2-8 予測結果（人と自然との触れ合い活動の場）

調査地点	地点の説明	予測結果
NP1	笛吹川堤防道路	<p>景観の予測結果より、笛吹川堤防道路から南方向を見た際、焼却施設のほぼ全体が景観に含まれる。建物の色は、彩度・明度を低くすることで、背景に溶け込んで違和感は減少する。</p> <p>対象事業実施区域付近において、堤防道路は東西に走っており、移動の際の主な視点も東西方向であることから、南方向の景観の変化による影響はより小さくなると考えられる。</p> <p>サイクリングロードも同様であるが、堤防道路から一段低いこともあり、南方向の景観については、堤防道路から見た場合よりも計画施設がさらに小さくなり、影響も小さいと考えられる。</p> <p>以上のことから、堤防道路を利用した活動に対して、景観に変化をおよぼす影響については小さいと考えられる。</p>
NP2	波場公園	<p>景観の予測結果より、公園から対象事業実施区域方向を見た場合において、施設の大部分及び対象事業実施区域の敷地が景観に入る。</p> <p>このうち、施設については、背景にあたる甲府盆地の建物等に溶け込み、目立たなくなる。</p> <p>また、対象事業実施区域方向の景観は、公園の北端、丘陵辺縁の端に近い部分から見る必要があり、公園の端から離れた場所では、公園の植え込みや丘陵部の樹木に遮られ、計画施設は視界に入らない。</p> <p>北端から見た場合も、南アルプス方向を向いた場合は、計画施設及び対象事業実施区域は視界に入らない。</p> <p>以上のことから、波場公園を利用した活動に対して、景観に変化をおよぼす影響については小さいと考えられる。</p>



#### (4) 環境の保全のための措置及び検討経緯

##### 1) 環境配慮事項（再掲）

事業の計画策定にあたって、あらかじめ環境に配慮することとした事項を表 7.3.2-9 に示す。

表 7.3.2-9 環境配慮事項（施設の存在による人と自然との触れ合い活動の場への影響）

環境配慮事項	環境配慮事項の内容	効果	効果の種類
緑化の実施	法面や建物周辺を緑化することで、周辺の景観との調和を図る。	周囲との調和	最小化
建物等の色彩及び形状の配慮	煙突、建物は周辺の田園風景や背景となる山地との調和に配慮した色調とする。	周囲との調和	最小化

##### 2) 環境の保全のための措置の検討

###### ① 施設の存在

###### (7) 人と自然との触れ合い活動の場

予測結果より、予測地点 2 地点における景観の変化の影響は小さいが、季節ごとに周囲の地域景観の変化があることから、影響をさらに小さくし、小さい状態を保つことを目的として環境保全措置を講じることとした。

環境保全措置の考え方を表 7.3.2-10 に示す。

環境影響の回避について、対象事業実施区域の変更が考えられるが、対象事業の目的（8 ページ）に示すとおり、構成市町から推薦地を募り、環境への影響も含めた総合的な視点から、構成市町による協議を行った結果、対象事業実施区域として選定した場所であることから、事業予定地を変更するという回避は困難であった。

そのため、最小化に関する措置を検討した。

表 7.3.2-10 環境保全措置の考え方

区分	内容
回避	対象事業実施区域を人と自然との触れ合い活動の場への影響が生じない場所に変更する。
最小化	周囲の景観と調和するよう、配置の工夫、高さや形状の変化、壁の分割等を検討するほか、植栽の実施と適正な管理を行う。
代償	該当する措置はない。

### 3) 環境の保全のための措置

検討の結果、表 7.3.2-11 に示す環境保全措置を講じることとした。

また、予測結果の中から、環境影響がより小さい例として、煙突高が 59m、色調が青系で色度及び彩度を抑え、さらに環境保全措置である植栽の実施を反映した場合の景観予想図を表 7.3.1-17 (1) ~ (4) (827 ~ 830 ページ) に示す。

なお、環境配慮事項により景観への影響は小さいと予測され、また配置や形状における配慮や植栽により、景観と圧迫感の影響が確実に低減されると考えられることから、事後調査は実施しない。

表 7.3.2-11 環境保全措置（施設の存在による人と自然との触れ合い活動の場への影響）

時期	環境影響要因	実施主体	環境保全措置の内容	効果	効果の種類	効果の确实性
供用時	施設の存在	事業者	建物の敷地内での配置の工夫、高さや形状の変化、壁の分割等により、圧迫感の軽減と、周辺景観との調和を図る。	周囲との調和	最小化	高
	施設の存在	事業者	敷地境界に沿って、植栽を行う。	周囲との調和	最小化	高
	施設の存在	事業者	法面や植栽が良好な状態を保つことができるよう、適正な管理を行う。	周囲との調和	最小化	高

## (5) 評価

### 1) 評価の方法

#### ① 環境影響の回避・最小化・代償に沿った配慮に関する評価

調査及び予測の結果に基づき、人と自然との触れ合い活動の場に関する環境影響について、実行可能な範囲内で回避・最小化・代償の方針に沿った配慮が行われているかを評価した。

#### ② 環境保全上の目標との整合性に関する評価

人と自然との触れ合い活動の場に関して、法律等に基づく基準はないことから、景観に関する環境保全上の目標との整合性について評価を行う。

その上で、景観に関して、予測地点における予測結果と、景観に関する環境保全目標との整合性が図られているかどうかを評価した。環境保全目標は、「美しい県土づくりガイドライン（平成 21 年 3 月 山梨県）」、「山梨県公共事業等景観形成指針（平成 3 年 6 月 山梨県）」等による指針との比較に基づき「周辺の景観との調和が図られていること」とした。

### 2) 評価の結果

#### ① 施設の存在

#### (7) 主要な眺望地点の状況

##### ア) 環境影響の回避・最小化・代償に沿った配慮に関する評価

環境保全措置のうち、建物の配置及び形状に対する検討では、建物を敷地内の北側に寄せた場合、北側敷地境界に並行させた場合、建物の段差をなくした場合、及び煙突を建物の北端側とした場合の予測を行った。しかし、いずれの場合も、建物を敷地の南側に南北方向で配置し、煙突を建物南端側とした場合と比較して、視野に対して建物が占める割合が大きくなり、景観の変化の程度と圧迫感が大きくなると予測された。

また、植栽の効果を検討した結果では、低木（樹高約 0.7m）では、景観の変化や圧迫感に対して目立った低減効果はみられないと予測された。また、高さ 4m の法面があることから、敷地及び建物の遮蔽効果も小さいと考えられた。

一方、高木（樹高約 10m）では、特に直近の予測地点（VP9）において、樹木の高さが建物の高さと同程度となることから、建物が目立たなくなり、景観の変化に対する印象が小さくなるとともに、圧迫感の影響の低減が得られると予測された。

事業の実施にあたっては、これらの予測結果を踏まえて樹種を検討して敷地内を緑化するとともに、施設の配置・形状・色調等について配慮する方針であり、これらは景観への影響を低減するものと考えられる。

このほか、人と自然との触れ合い活動の場に対して影響する可能性がある要素としては、アクセスへの支障、騒音、悪臭が考えられるが、アクセスへの支障はなく、騒音や悪臭の影響も極めて小さいことから、影響については最小化がなされているものと評価した。

以上のことから、施設の存在による影響に対して、実行可能な範囲内で配慮が行われていると評価した。

#### イ) 環境保全上の目標との整合性に関する評価

「景観法」や「山梨県景観条例」では、事業活動の実施にあたり、景観形成のために必要な措置を講ずるとともに、国や県及び市町村が実施する景観形成に関する施策に協力することを事業者の責務として定めている。

また、「美しい県土づくりガイドライン」では、公共建築物について配慮すべき事項の内、形態及び色彩については、以下のとおり示している。

「周辺の景観との調和に配慮し、全体的に違和感のないまとまった形態とする」

「建築物の印象を大きく決定づける屋根の形態は、特に周辺の景観との調和に配慮する」

「落ち着いた色彩を基調とし、周辺の景観との調和を図る」

「屋外に設ける設備、工作物等の色彩は、建築物の本体及び周辺の景観との調和を図る」

本事業においては、上記の環境保全措置を実施する計画であり、「景観法」や「山梨県景観条例」等の関係法令に則り、景観形成のための必要な措置を講ずることとし、建物等の形態及び色彩については、周辺の農村景観等と調和するものとする。

「中央市景観形成基準」では、色彩等として彩度の指定があり、対象事業実施区域が位置する田園景観形成地域では、Y R ( 橙 ) 系では彩度 5 以下、R ( 赤 ) 及び Y ( 黄 ) 系では彩度 3 以下、それ以外では彩度 2 以下としている。本事業においても、環境配慮事項をふまえ、建物の彩度を低く抑えることで、背景に溶け込み、景観の変化の程度が小さくなると予測しており、この基準にも適合する。

以上を踏まえ、「美しい県土づくりガイドライン」、「山梨県公共事業等景観形成指針」及び「中央市景観形成基準」に示される、形態及び色彩の配慮事項に対応した建築物の外観とすることと合致するため、環境保全上の目標との整合性は図られているものと評価した。